

昭和五十六年十一月二十七日受領  
答 弁 第 一 三 号

(質問の 一三)

内閣衆質九五第一三号

昭和五十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員鈴木強君提出東富士有料道路の建設促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木強君提出東富士有料道路の建設促進に関する質問に対する答弁書

一について

東富士道路は、日本道路公団が一般有料道路として建設することを計画しているものである。

本道路は、国立公園内を通過する計画となつているため、環境庁と日本道路公団との間で位置、構造等について事前の調整が鋭意進められており、今後結論が得られ次第、日本道路公団が自然公園法に基づく協議を開始する予定である。

二の 1 及び三の 3 について

本道路は、中央自動車道富士吉田線河口湖インターチェンジ（山梨県南都留郡河口湖町）より梨ヶ原付近を経て、静岡県駿東郡小山町付近に至るものであり、インターチェンジは山中湖付

近において一箇所計画されている。

トンネルは山梨・静岡両県境において一箇所計画されており、その延長は約二・八キロメートルである。

二の 2 について

総延長は約二十キロメートル、幅員は車道幅員十四メートル（暫定計画七メートル）の予定である。

二の 3 について

事業費は、現在検討中であるが、約五百億円程度と見込まれる。このうちトンネル工事費は、約百億円程度と見込まれる。

二の 4 について

最高速度の指定については、供用開始前に、山梨・静岡両県公安委員会において検討される

と考える。

三の 1 及び 2 について

現在、日本道路公団において道路整備特別措置法に基づく事業許可申請の準備が進められて  
いるところである。

右答弁する。